

意匠審査基準・ 創作非容易性の検討 (2)

東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授
鈴木 公明

5-3 置換の意匠における理念と事例の関係

前記5-2で示した、出願意匠を容易に創作できた意匠であると認定するための要素①～④は、置換の意匠の類型に該当し容易に創作されたものと判断するための、いわば理念的枠組みであると言える。

そして、その直後に提示されている事例1～事例5は、置換の意匠として創作容易であると判断される典型例を列挙しようとしたものであると推察される。

しかしながら、上述のように事例4および事例5は、上述の理念的枠組みに該当するものと判断するための要件を欠いており、審査基準としての内部整合性を欠いている。さらに、事例3における置きかえられる対象が分離可能な部品である事実、および事例5における本願意匠の模様の施し方がありふれた手法である事実が、置換の意匠としての創作非容易性の判断にいかなる影響を与えるのか示されないまま強調されている点は、審査基準を利用する者に混乱を与えるものである。

ここまで検討してきたように、意匠審査基準の創作非容易性にかかる記載は、置換の意匠の類型について内部整合性を欠き、判断への影響が不明な事項が強調された結果、審査基準を利用する者、特に審査官、審判官の判断が論理的根拠を欠くこととなる点をより具体的に検証するため、以下では、創作非容易性が問題となった裁判例を検討する。

6. 「貝吊り下げ具事件」¹⁾ の検討

この事件は、原告が平成17年8月9日に部分意匠

として「貝吊り下げ具」を意匠登録出願したところ拒絶査定を受け、審判請求を行ったが審判請求が成り立たないとの審決を受けて提起された審決取消訴訟である。

本稿では、議論の複雑化を避けるため、例示意匠2のうち図7を証拠とする場合の創作非容易性のみ検討する。

6-1 審決の概要

本願意匠に対し、特許庁は審査、審判を通じ一貫して容易な創作であるとの判断を示したが、審決は、その理由を以下のように説明している（下線筆者）。

……本願意匠は、貝の養殖に使用する貝吊り下げ具に係るものであり、意匠登録を受けようとする部分の形態は、ピンの左右両端寄りから斜め上側で左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、その間の背面に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した態様のものである。

本願意匠の出願前に、この種物品分野において、貝の養殖に使用するピンに斜め上側で左右対称状に向かい合う一対のロープ止め突起を形成した態様のものは、例を挙げるまでもなく多数知られ、ピンをロープ止め突起相互の間の連結紐と一体状に形成して上下等間隔に多数連結することは例示意匠1の意匠等が公然知られている。そして、ピンを2本一対の細長い連結紐により上下等間隔に多数連結した態様は例示意匠2の各意匠のほかにも多数知られるか

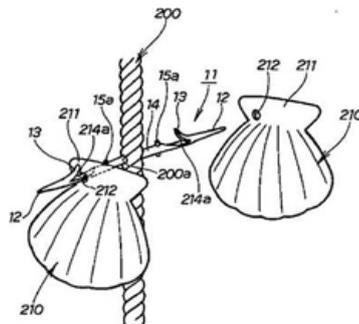


図1 貝吊り下げ具の使用法²⁾

1) 知財高裁平成19年6月13日判決言渡、平成19年(行ケ)第10078号審決取消請求事件

2) 特開2003-289743

ら、例示意匠1の連結線を単に例示意匠2のように2本一対のものに置き換えて表すことは容易に想到できると言える。…

6-2 判決の概要

一方で判決は、審決を取り消す理由を以下のよう
に説明している。

……

イ 例示意匠1と例示意匠2の図7に基づく創作容易性について

前記のとおり、例示意匠2の図7には、2本の連結線は、それぞれロープ抜け止め片の外側に配設され、一対のロープ抜け止め片の間に配設されていない点、横長長方形と対向配置された一対の三角形状の空間が形成されていない点で大きく異なる。そうすると、本願意匠と例示意匠1との相違点である「連結のための一枚のテープ状薄片」を、例示意匠2の図7の2本の連結紐を配設することによって、本願意匠の特徴である「2本の連結紐をロープ止め突起内側直近に配設し、それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成すること」は、当業者にとって容易に創作し得たということとはできない。

ウ 被告の主張するその他の創作容易性について

被告は、①細長い棒状のピンの中央部の上側に左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として形成した態様のものが多数見られること、②連結紐を2本一対として一体状に形成することも普通に行われること、③2本の連結紐の間隔を適宜変更して形成することはありふれた手法であることを理由に、連結紐部分を2本一対の連結紐に置き換えることは容易であるから、本願意匠も、当業者にとって容易に創作できたと主張する。

しかし、本願意匠のうち個々の構成態様が、ありふれているものであっても、本願意匠は、2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成したものであって、その全体の印象として、特有のまとまり感のある、本願意匠の特徴を選択することは、当業者が容易に創作し得たとはいえないから、被告の上記主張は理由がない。

もっとも、本願意匠は、例示意匠1、例示意匠2やその他の公知意匠との相違点に照らすと、その登録意匠の範囲(意匠法24条)は、広範なものとはいえないと考えられる。

エ 以上のとおり、本願意匠は、例示意匠1及び例示意匠2によって当業者が容易に創作することができたということとはできない。…

(つづく)

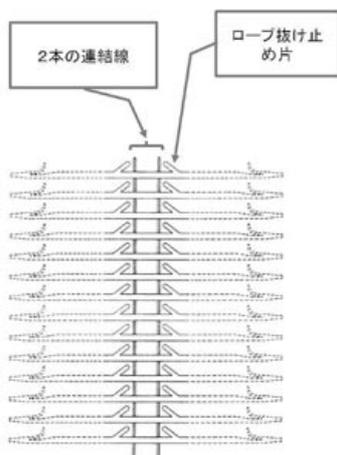


図2 本願意匠 (部分意匠)

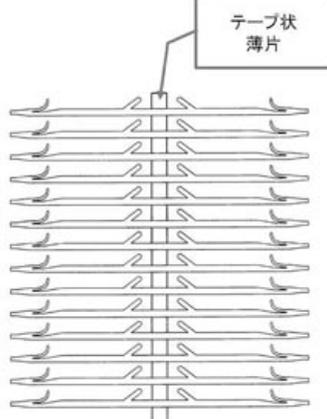


図3 例示意匠1

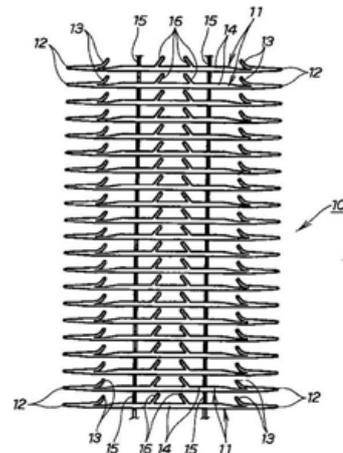


図4 例示意匠2